

米軍嘉手納基地でのパラシュート降下訓練に対する意見書

在沖米空軍は、去る5月21日、嘉手納基地内で今年3回目のパラシュート降下訓練を実施した。

2月21日に行われた同訓練では、降下した5人のうち2人が、着地予定地点を大きく外れ、沖縄市側の基地内住宅エリアに着地し、あわや大惨事になりかねない事態もあった。

同基地での訓練は、住宅が密集する地域で危険性が指摘され、平成8年のSACO（日米特別行動委員会）最終報告において、天候などによる「例外的措置」を除き、伊江島補助飛行場での訓練実施が合意されている。同基地での訓練に対し、沖縄県や地元自治体（三連協）の訓練中止要請を無視し、「例外的措置」を盾に訓練を強行したことは、断じて容認できるものではない。

在沖米空軍はこれまで同様、今回の訓練についても「例外的措置」に当たるとのことであるが、当日の伊江島の天候と波の高さは、嘉手納基地周辺とほぼ同じであるにもかかわらず、同基地で訓練を強行した。

また、うるま市においても、うるま市議会が20日に津堅島訓練水域での訓練中止を求める抗議決議を全会一致で可決したにもかかわらず、今月に入り3度目の降下訓練を強行したことは、議会軽視であり、地域住民や議会、行政の抗議を一顧だにしない米軍の暴挙であり、米軍の一方的な解釈での運用は決して認めることはできない。

加えて、負担軽減にも逆行した機能強化や訓練の常態化が懸念され、県民は不安な生活を余儀なくされ看過できるものではない。

よって、本町議会は、町民の生命、財産、安全を守る立場から関係機関に対し、厳重に抗議するとともに、下記事項について強く要請する。

記

- 1 嘉手納基地での米軍パラシュート訓練を全面禁止させること。
- 2 平成8年の日米合意を遵守し、「指定された地域以外での吊り下げ訓練及びパラシュート降下訓練を行う」等の例外的措置を撤廃させること。
- 3 日米地位協定の抜本的な改定を早急に行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年5月24日

沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣
沖縄及び北方対策担当大臣 外務省特命全権大使（沖縄担当） 沖縄防衛局長